

風俗営業許可申請必要書類等（個人用）

5号営業（ゲームセンター）

必 要 書 類	必要数等	備 考
○ 許可申請書（2枚組）	1	別記様式第1号
○ 営業の方法を記載した書類（2枚組）	1	別記様式第2号
○ 営業所の使用について権原を有する書類	1	別紙参照
○ 営業所周围の略図	1	周囲100m程度が明らかになるもの
○ 営業所平面図	1	記載例参照
※ 用途地域の証明書等	1	市（区）役所、町役場等で入手可 一部の市は、インターネットで入手可
○ 誓約書（個人用）（申請者のもの）	1	
○ 住民票の写し（申請者のもの）	1	本籍（国籍）記載のもの 個人番号の記載がないもの
○ 身分証明書（申請者のもの）	1	<u>本籍地の役場発行</u> 外国人の場合不要。
○ 誓約書（管理者用）	1	
○ 住民票の写し（管理者のもの）	1 （※1）	本籍（国籍）記載のもの 個人番号の記載がないもの
○ 身分証明書（管理者のもの）	1 （※1）	<u>本籍地の役場発行</u> 外国人の場合不要。
○ 写真（管理者のもの）	2	※6
○ 申請手数料	24,000円	納入方法は申請時に確認してください。

※1 申請者と管理者が同じ場合、住民票の写し・身分証明書は、それぞれ1通で構いません。

※2 公的機関の証明書等は、**3月以内**に発行を受けたものを提出してください。

※3 通常、許可（不許可）の決定までは**55日前後**の期間を要します。

※4 住居地域や学校の周囲など、条例で定める**制限地域内**の場合は、**不許可**になりますので、充分確認をしてください。

※5 臨時風俗営業（3月以内の期間を限って営むもの）は、手数料額が異なります。

※6 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その背面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

○ 営業所の使用について権原を有する書類

① 申請者に営業所の所有権がある場合

登記簿謄本
又は
登記事項証明書等

② 所有権がある者から賃貸等している場合

登記簿謄本
又は
登記事項証明書等

 +

賃貸契約書の写し
又は
使用承諾書

③ 所有権がない者から賃貸等している場合

登記簿謄本
又は
登記事項証明書等

 +

所有者から賃貸人への
賃貸契約書の写し
又は
使用承諾書

 +

賃貸人から申請者への
賃貸契約書の写し
又は
使用承諾書

○ 建築基準法により、風俗営業が出来ない地域もありますので、市（区）町の建築課等にも併せて確認をしてください。

○ また、雑居ビル火災等の防止の観点から一定の場合は、消防・建築行政機関に風俗営業許可申請がされたことを通知しております。